



消費生活

サポーター通信

令和5年度第5号

今月のテーマ

強引な

訪問購入に注意!

事例



・「どんなものでも高額で買い取ります。」と電話があり、**洋服や食器などを買い取ってもらうため、自宅に来てもらうことにした。**

・洋服や食器などを見せたが「**全部で300円**にしかならない。**貴金属なら高く買い取ります。**」と言われた。

・売るつもりはなかったが「**査定だけでも**」としつこく言われ、指輪やネックレスを見せた。

・「全部で1万円になります。」と言い、お金を置いて行ってしまった。

・指輪とネックレスを取り返したいが、業者の連絡先もわからない。

アドバイス



○きっぱり断ろう!

業者は消費者が事前に関取りを承諾したもの以外買取することはできません。必要がないなら、電話がきた段階で断りましょう。

○業者名、連絡先を確認しよう!

売却する場合は、必ず契約書を受け取り業者名や連絡先など確認しましょう。

○一人で対応しない!

業者が訪問するときは信頼できる人に同席してもらいましょう。



訪問購入は クーリング・オフ制度 が利用できます!!

商品を業者に渡してしまうと「もう売却した」などと言われ戻ってこない場合があります。

クーリング・オフ期間内は引き渡しを拒否することができるので、手元に置いて冷静に考えましょう。

売るつもりのない
商品は見せない!



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし

いやや **188**



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和5年8月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から

「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
アルミちゃん
(Al. Me)